

環境プランナー資格基準 第5版 (R101-004 2007.9.27 改定)

1. 適用範囲

- 1.1 この資格基準(以下、「本基準」という)は、環境プランナーが満たさなければならない基準について規定する。
- 1.2 本基準は、環境プランニング学会(以下、「本学会」という)の運営する環境プランナー資格の評価・登録を行う特定非営利活動法人環境アリーナ研究機構(以下、「本機構」という)が、環境プランナー資格の評価・登録を行う場合に適用するものである。

2. 関連文書

2.1 関連文書

R401-003：環境プランナーの評価・登録のための手順

3. 環境プランナーの種類

環境プランナーの種類は、次の3種類とする

- ・ 環境プランナー
- ・ 環境プランナーER
- ・ 環境プランナーERO

4. 環境プランナーの定義

環境プランナーの定義は以下のとおりとする。

4.1 環境プランナー

5.1 項に定める資格基準を満たすと本機構が認め、登録した者。

4.2 環境プランナーER

5.2 項に定める資格基準を満たすと本機構が認め、登録した者。

4.3 環境プランナーERO

5.3 項に定める資格基準を満たすと本機構が認め、登録した者。

5. 環境プランナーの資格基準

5.1 環境プランナー

環境プランナーは、次の a)又は b)号のいずれかの条件を満たすこと。

a) 次の条件をすべて満たすこと。

- 1) 学校教育法に定める高等学校卒業もしくは4年制大学卒業の学歴を、又は、それぞれの学歴に相当する学歴を有すること。
- 2) 2年以上の業務経験を有すること。又は環境に関する分野の学士、修士、博士過程に在籍していること。

- 3) 十分な職業的な配慮を働かせ、また、適正な倫理規範を遵守できること。
 - 4) 本学会に認定された環境プランナー研修機関が主催する環境プランナー研修基礎コースを修了し、その試験に合格すること。
- b) 本機構が前 a)号に掲げる者と同等以上の知識、経験を有すると認める者。

5.2 環境プランナー-ER

環境プランナー-ER は、前 5.1 項の環境プランナーに対する条件に加え、次の a)又は b)号のいずれかの条件を満たすこと。

- a) 本学会に認定された環境プランナー研修機関が主催する環境プランナー研修専門コースを修了し、その試験に合格すること。
- b) 本機構が前 a)号に掲げる者と同等以上の知識、経験を有すると認める者。

5.3 環境プランナー-ERO

環境プランナー-ERO は、前 5.2 項の環境プランナー-ER に対する条件に加え、本学会論文審査認定機関の委員会が、環境プランナーに関する論文及び研究実績において該当すると認められた者、または本学会が認定した大学・大学院等研究機関における環境プランナー講座講師を 2 年以上かつ 10 講義回数以上 3 科目以上にわたり務め、本機構において該当すると認められた者。

6. 環境プランナー資格の登録、更新、取消及び失効

6.1 環境プランナー資格の登録及び登録期限

- a) 環境プランナー、環境プランナー-ER 及び環境プランナー-ERO の資格登録には、下記の初回申請料又は昇格申請料を本機構に収めることとする。

申請料(審査料): 初回申請 資格区分に関係なく一律 10,500 円(うち消費税 500 円)

昇格申請 資格区分に関係なく一律 10,500 円(うち消費税 500 円)

申請にて審査のみとなり登録が適わない場合も上記金額とする。

- b) 環境プランナー及び環境プランナー-ER は、環境プランナー研修機関が環境プランナー研修コース合格証明書を発送又は手渡した日より、180 日以内に登録の申請を行うこととする。

環境プランナー-ERO は、本基準 5.3 記載の該当する者と認められた日より、180 日以内に登録の申請を行うこととする。

但し、本基準 5.1a)2)の環境に関する分野の学士、修士、博士課程に在籍している者に関しては、卒業証明書の日付より 180 日以内であれば、本項記載の登録期限を超えた場合も登録申請を行えるものとする。

6.2 環境プランナー資格の有効期限

- a) 環境プランナー、環境プランナー-ER 及び環境プランナー-ERO の資格の有効期限は、それぞれ登録日から 3 年間とする。

- b) 環境プランナー、環境プランナー-ER 及び環境プランナー-ERO は、それぞれ初年度を含め 3 年毎に、登録を維持・更新するための下記費用を本機構に収めることとする。
登録・更新料(3年間): 資格区分に関係なく一律 15,750 円/3 年間(うち消費税 750 円)

6.3 異議申立ての報告

- a) 環境プランナー、環境プランナー-ER 及び環境プランナー-ERO は、資格の有効期間内に利害関係者から本資格に関わる異議申立てを受けた場合は、次の資格登録の更新を行う時に、その内容の記録を本機構に報告すること。

6.4 登録の更新

登録の更新申請を行う環境プランナー、環境プランナー-ER 及び環境プランナー-ERO は、次の条件を満たすこと。

- 1) 登録分野の専門性を継続していること。例えば、更新時に当該登録分野に必要とされる講習やセミナー等に参加した証明となる書類等を提出する等。
- 2) 資格の有効期限の終了日前 90 日以内に登録更新の申請を行うこと。

6.5 再登録

本機構は、資格の有効期限を 3 ヶ月以上過ぎて再登録の申し出があった場合は、当該者の書類審査を行い再登録の可否を決定する。この場合、本機構は必要に応じて面接試験を行うものとする。

6.6 登録分野内容の変更

環境プランナー-ER 及び環境プランナー-ERO は、登録・分野内容に変更が生じた場合は自らその旨を本機構に申告すること。この場合、本機構が必要と認める時は再評価を行い変更の可否を決定するものとする。

6.7 資格の停止及び取消

本機構は、責任と倫理的態度で自らを律しない環境プランナー、環境プランナー-ER 及び環境プランナー-ERO については、登録を停止又は取り消すことができる。又、本機構は、環境プランナー、企業内環境プランナー、環境プランナー-ER 及び環境プランナー-ERO が不正にその資格を取得したこと等の疑義が生じた場合又は判明した時は、その登録を停止又は取消することができる。

6.8 資格の失効

前 6.1 項から 6.4 項に定める要件を満たさない場合及びそれらの手続きが適切に行われなかった場合には、環境プランナー、環境プランナー-ER 及び環境プランナー-ERO の登録は失効するものとする。